

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：13902

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770240

研究課題名(和文)新出簡牘資料を用いた戦国秦から統一秦にかけての国制変革に関する研究

研究課題名(英文) Research on the transition of constitution of the Qin dynasty in the Warring States period to the unification period by interpretation the newfound Qin slips and tablets.

研究代表者

渡邊 英幸 (WATANABE, Hideyuki)

愛知教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：00615502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果概要は以下の通り。まず里耶秦簡の「更名扁書」(公的用語の改定リスト)を読解することで、戦国秦から統一秦にかけての国制変革を検討し、秦の官職名における「邦」概念の廃止の背後にあった国制上の変革を明らかにし、また始皇帝期の避諱に関する条文が、始皇帝の父母の名である「楚」「生」を避けるものであったと考えられることを発見した。次に、戦国末の秦における国境を越える人の移動と帰属の諸相を解明した。さらに、戦国秦から統一秦にかけての畿内領域の呼称の展開と「邦」概念との関係を論じた。

研究成果の概要(英文)：The outline of the result of this research is as follows:
First, by interpretation of the revised list of the official terminologies written on the Riye 里耶 Qin tablets, we examined the transition of constitution of the Qin dynasty in the Warring States period to the unification period, elucidated the circumstances behind the reform to abolish the bang 邦 character in the Qin bureaucracy, and revealed the article on the naming taboo was to avoid the name of First Emperor's parents, Chu 楚 and Sheng 生. Next, we clarified the various aspects of human mobility and affiliation cross the border of the Qin state in the end of the Warring States period. Further, we elucidated a transition of the concepts related to the capital regional system and the relation with bang 邦 concept of the Qin state in the Warring States period to the unification period.

研究分野：東洋史

キーワード：秦 里耶秦簡 岳麓書院蔵秦簡 邦 更名扁書 始皇帝の避諱と生母 国制変革

1. 研究開始当初の背景

本研究は、新公表の同時代史料を利用することで、統一前後の秦の国制の変革、およびその前提となる統一以前の秦の境界意識や国家観念を検討したものである。

本研究遂行の背景として、まず新出史料の公表がある。従来、秦・漢統一期の歴史は、伝世の文献史料のほか、睡虎地秦簡や張家山漢簡といった同時代史料を利用し、実証的な研究が進められてきた。申請者もまた、こうした史料を利用し、戦国秦の臣属国の統合形態や華夷観念、秦・漢王朝による他国民・異民族の帰属と編成に関して見解を提示している。ただ睡虎地秦簡は戦国秦、張家山漢簡は漢初の史料であり、もっとも重要な統一秦の時代については、これまで同時代史料が不足し、研究上の大きな支障となってきた。

そうした中で近年、里耶秦簡および岳麓書院蔵秦簡の一部が公表された。両者はこれまで同時代史料が不足していた統一秦時代の実像を伝える木簡・竹簡資料群である。中でも秦の統一前後における公的用語規定を集めた里耶秦簡「更名扁書」には、統一に伴う秦の官名・官制用語や君主号の変更、そして避諱に関する規定が見えており、「統一」の実像を伝える希有な同時代史料である。また岳麓書院蔵秦簡の裁判資料集『為獄等状四種』には、戦国末期の秦の国境地帯で発生した秦人や他国民の越境・帰属に関する情報が含まれている。これは従来全く知られていなかった、統一直前の秦の国家・境界意識や住民編成のあり方を示す重要な史料であり、その詳細な検討が求められる。

次に申請者の研究上の背景である。申請者は里耶秦簡などの解説を行う研究会に参加し、比較的早くからその検討に着手してきた経緯がある。また、戦国秦の臣属国に対する統合形態や、秦漢時代の住民・異民族の帰属と編成に関する研究蓄積も有し、戦国秦から統一秦に至る国制変革を検討する準備を整えていたことが挙げられる。

以上の理由から、本研究は新発見の史料に基づき、統一前後の秦の国制変革の実像や、その前提となる戦国秦の境界意識・統合形態そして「邦」(国家)概念の有様について実証的な研究を行った。

2. 研究の目的

本研究の目的として、以下の3つの課題を掲げた。

(1)国家構造・統合形態の変化。戦国時代までの秦は、中国世界に数多く並存していた国(当時は「邦」)の1つであり、自国の領域を拡大して郡県制に編成する一方、自国以外の臣属国も含めた封建的な統治経路も構築していた。紀元前221年の「統一」は、こうした統合形態が大きく変化し、領域全土を秦一国の郡県に編成するものであり、そこには大きな国制上の変革が存したと予想される。

しかしながら、秦の境界意識や領域の構造、そして秦代の「邦」概念については、これまで見解の相違もあり、その詳細については不明な部分が多かった。新出史料が公表されたことにより、こうした問題のいくつかに迫る手がかりが提供され、また新情報の増加により、新しく論争となる点も出てきている。そこで本研究では、里耶秦簡を中心とする関連史料を分析することにより、戦国秦から統一秦にかけての公的用語や官制の変化を検討し、その背後にある国家構造・統合形態の展開を明らかにすることを試みた。

(2)秦の国境を越えた人間の移動・編成についての研究。先に申請者は、秦・漢王朝による他国民や異民族の帰属・編成に検討を加えたが、使用した史料は、漢初の出土史料と後世に編集された文献史料が中心であり、戦国秦・統一秦については同時代史料に基づく検討が不足していた。新発見の岳麓秦簡には、戦国末期の秦の国境を越えた人びとの移動や帰属、すなわち秦人の「邦亡」(国外逃亡)や、他国民の「降」「帰義」といった事例が含まれており、この問題に関する重要な情報を提供している。さらに「邦亡」の解釈については、これを国外逃亡とする申請者の見解に対して、近年の中国の研究者の中には、これを畿内領域からの逃亡と解釈する見解があり、その検証が必要であった。そこで本研究では、岳麓書院蔵秦簡の事例を検討し、「邦亡」「降」「帰義」について、整合的な解釈を導き出すことを目指した。

(3)君主観念の変化。戦国秦から統一秦にかけての国制変革の中でも、最も目につきやすい変化は、「王」から「皇帝」への君主号の変更と、それに伴ういくつかの官制用語の変更である。また中国王朝で伝統的に行われてきた、皇帝およびその尊長者の名前を避ける「避諱」というタブーがあるが、秦代はその創設期に相当する。これまで西嶋定生・浅野裕一らによる「皇帝」号をめぐる論争があり、また馬王堆帛書などいくつかの重要文献の年代をめぐる「避諱」との関わりが議論されてきた。そこで本研究では、こうした君主号や避諱に関する重要な情報が含まれる里耶秦簡「更名扁書」を中心に検討を行い、秦代の君主観念を考察した。

3. 研究の方法

本研究では、同時代史料の整合的解釈に基づき、その背後にある国制の変革や制度の演変、そして境界意識や君主観念の分析を行った。

研究目的(1)では、まず里耶秦簡「更名扁書」に見られる用語変更を、先行研究の成果を踏まえながら検討した。ただし「更名扁書」は、ごく簡潔で雑多な短文の集成であり、また官吏が文書作成の手控えとして作成したもので、当事者間で意味が解れば足りるように表記されている。したがってその読解には、

当該史料の字面を眺めるだけでは不十分であり、同時代の他の史料との対照や裏付けが不可欠である。したがって本研究では、これまでに公表された里耶秦簡中や岳麓秦簡に見える官名や用字例を網羅的に検討し、その傾向を帰納的に明らかにした上で、「更名扁書」の条文を洗い直す形で読解を進めた。また「邦」などの関連する重要語句については、先秦時代の長い歴史的な展開の中に位置づける必要があるため、西周金文や先秦文献の事例も可能な限り広く検討した。

研究目的(2)については、岳麓秦簡『為獄等状四種』を題材として、そこに見える「邦亡」「降」「帰義」の事例を統合的に解釈することを試みた。当該史料は、戦国最末期の秦の南郡で行われた裁判記録を集成したものであり、すでに知られていた漢代初期の裁判資料集である張家山漢簡『奏讞書』に類似した内容を持ち、また戦国後期の睡虎地秦簡とも共通した語句が認められる。本研究では、こうした関連史料と比較する形で用語の意味を押さえつつ、裁判案件の読解を通じて関連概念の検討を進めた。

研究目的(3)については、(1)と同じく里耶秦簡「更名扁書」を主たる史料として、その全体的な解釈を行った。ただ「更名扁書」には、「王 皇帝」の呼び換えのみならず、「上帝」などの関連する別の呼称があり、かつ未解読であった条文(申請者によって避諱の規定であることが解明された)も存在した。さらに、「皇帝」やその避諱をめぐる問題は、「更名扁書」のみならず、秦帝国の国家体制や君主観念、および当時の「帝」(天上の絶対的な神格)に対する信仰など、多くの問題に関連する重大な課題である。そこで本研究では、基礎的な考察として、まず「更名扁書」全体の通読を進め、さらに避諱など幾つかの論点について関連問題の検討を行った。

4. 研究成果

上記の研究目的に関する成果は以下の通りである。

平成26年度は、「更名扁書」の検討を進め、とくに避諱規定の解読と、戦国秦の「邦」という語句を持つ一群の官職名(邦尉・邦司空・郡邦尉・邦司馬・騎邦尉など)の変更(「邦」官の廃止)について検討を進め、その成果を『古代文化』第66巻第4号に掲載した(論文)。まず「邦」官の廃止について。本研究は、「更名扁書」上の「郡邦尉」という語句を「郡尉と邦尉」の意味と解してきた従来の説を訂正し、正しくは「郡に設置された邦尉」の意味を持つ一つの官職名であったことを突き止めた。その上で、戦国秦の中央に置かれ、諸県の「県尉」を統轄していた上級官「邦尉」が、秦の国家領域の拡大と「郡」の設置に伴い、各郡にも増員・常置されるようになったものであると推定し、戦国秦の領域

拡大に伴う中央・地方関係の変化について、新たな視座の提示を行った。また統一時に「邦」官が廃止されたことは、秦が自国や自国以外の諸国を示す「邦」という枠組み自体を撤廃し、かつ諸邦の上に君臨する「封建」的な統治経路を廃止するという、国制上の一大変革を行ったことを示すものであるとの問題提起を行った。

同じく論文では、申請者が避諱規定であることを突き止めた未解読条文A20・A21について、あらためて関連史料や関連研究からその見解を補強し、始皇帝(秦王政)在位のある時期から「楚」と「生」という二字の使用が公文書などで周到に避けられていたこと、「楚」が始皇帝の父親である荘襄王子楚の諱(いみな)であるのに対し、「生」はおそらく始皇帝の生母であり、従来その名前が全く知られていなかった帝太后の諱だったのではないかとする説を提起した。この解釈に誤りなければ、始皇帝生母の名前と、当時の避諱が王の亡父母の名前を避けるものであったことが、はじめて解明されたことになる。

平成27年度は、岳麓書院蔵秦簡の関連事例の読解を進め、とくに「邦亡」の意味についての検討結果を東北中国学会(2015年5月東北大学)で口頭発表した。そこでは、「邦亡」を秦の畿内領域(いわゆる関中地区)からの逃亡と見なす近年の説に対し、それが『更名扁書』をはじめとする関連史料の「邦」の誤解に基づいており、また岳麓秦簡『為獄等状』に見える「邦亡」の諸事例についても、畿内領域からの逃亡と解釈する必然性は全くなく、全て秦国全土(畿内および郡を含めた領域全体)からの逃亡と解すべきことを明らかにした。

また8月には、中国湖南省長沙市の湖南省文物考古研究所や、龍山県里耶鎮の里耶古城・里耶秦簡博物館を参観し、里耶秦簡の出土地点や周辺の墓地など、いくつかの重要な資料や遺跡を実見することができた。湖南省文物考古研究所では里耶秦簡「更名扁書」を実見し、写真版の画像と合わせて、「騎尉」という語句が「騎校尉」であろうことを確認した。これはすでに中国の若手研究者が指摘していたものだが、実物の観察により、その説の正しさを追認できた。この点は先に発表した論文には盛り込んでおらず、別に機会を得て補足したいと考える。また里耶古城や周辺遺跡の立地や遺物を確認できたことは、里耶秦簡を含む里耶遺跡(秦代の遷陵県)の理解に多大な裨益を及ぼすものである。申請者は本研究期間の終了後、秦史に関する概説書を執筆予定であるが、本年の調査結果や写真はそのに含める予定である。

平成28年度は、昨年度から進めてきた、戦国秦の国境を越えた人の移動や帰属に関する検討結果を活字化し、高村武幸編『周縁

領域からみた秦漢帝国』(六一書房、2017年刊行予定)に投稿した。すでに査読を通過し、掲載が決定して、現在校正中である(論文)。そこでは「邦亡」に加え、「降」や「帰義」といった重要な語句についても検討を進め、「降」が相手方への積極的な協力や統治下への加入を前提とした“寝返り”、“投降”を意味し、受け入れられた場合は投降者が原則としてただちに「秦」の民に編入されていたのに対し、「帰義」とは他国民が旧帰属国での危機のため、やむを得ずに身を寄せてくる“亡命”・“難民”に近い概念であったこと、彼らは一定期間「帰義」という形で把握され、経過観察を受けていたこと、のちに「帰義」は他の中原諸国民ではなく、もっぱら異民族(蛮夷)の帰属者を示す語句になっていくが、これは彼らの独自の文化や社会組織の強さに起因し、また統治側による一般郡県民との“差異”化が強く働いていたためであろうこと、などを指摘した。

また「邦」の問題を検討する中で派生してきたもう一つの重要な課題、すなわち戦国秦の境界意識や中央・地方関係や、先秦時代の「邦」概念の原義と展開についても、より踏み込んだ検討を進め、その結果を東洋史研究会での講演(2016年11月6日、京都大学)にて発表した。そこでは、秦国内に「故秦」=関中地区の本拠地と「郡」=占領地という地域的な区分が存在していたとする従来の通説を批判し、根拠とされてきた睡虎地秦簡の「故秦人」という語句が、秦の故地の人間という意味ではなく、出国した「もと秦国人」という意味に過ぎず、「故秦」という形で本拠地を特別視するような制度・観念は確認できないことを明らかにした。また「邦」や「中」「中縣」といった関連語句も検討し、戦国秦では当初、「邦」内に諸「県」が属する基本形であったが、のちに領域拡大により「郡」が設置され、その結果として「郡」ならざる畿内地区が「中」と認識されるようになっていったこと、内史という重要官職は、その「邦」内を管掌する中央官から、「中」領域をとくに管轄とする地方官的な性格を強めていったと推定されること、中央(中)と地方(郡)との関係は、区別というよりもむしろ拡大・適用の過程として理解すべきで在ること、などを論じた。その成果は、活字化にむけて執筆中である。

以上、一部の成果は執筆・校正中であるが、研究期間を通じて、当初の研究目的はおおむね予定通りに遂行できたと考える。ただ「更名扁書」の「皇帝」や「帝」をめぐる問題は、きわめて重大な課題であり、まだ解決しなければならない論点も多く、また紙幅の都合もあったため、論文には盛り込んでいない。この点はより検討を進め、別の機会に私見の提示を期したいと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)
渡邊英幸、「戦国秦の国境を越えた人びと 岳麓秦簡『為獄等状』の「邦亡」と「帰義」を中心に」、高村武幸編『周縁領域からみた秦漢帝国』、六一書房、2017年刊行予定、頁数未定(査読あり)

渡邊英幸、「里耶秦簡『更名扁書』試釈 統一秦の国制変革と避諱規定」、『古代文化』第66巻第4号、財団法人古代学協会、2015年、1~21頁(査読あり)

〔学会発表〕(計 2件)
渡邊英幸、「秦統一前後の「邦」と畿内」、東洋史研究会大会(招待講演)、2016年11月6日、京都大学(京都府京都市)

渡邊英幸、「戦国秦の国境を越えた人びと 岳麓秦簡に見える「邦亡」「帰義」「降」を中心に」、第64回東北中国学会大会、2015年5月30日、東北大学(宮城県仙台市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡邊 英幸 (WATANABE, Hideyuki)
愛知教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：00615502